

環境・食品衛生

1 環境衛生

(1) 環境衛生行政の概要

ア 環境衛生監視業務

理容所・美容所・クリーニング所・公衆浴場・プール・興行場・旅館業などの営業施設に対しては環境衛生営業六法等に基づき、また、墓地・納骨堂などに対して「墓地埋葬等に関する法律」等に基づき、それぞれの申請等に関する許認可等を行っている。さらに、これらの施設の構造設備や維持管理状況の実地調査、監視指導、講習会、事前相談等を実施し、施設の環境衛生の向上を図っている。

また、営業者が互いに連携し、衛生水準の向上等営業者自らの手による自主管理自主点検などの活動を実施している台東環境衛生協会の役員や自治指導員と連携・協力して、地域の環境衛生の向上を目指している。

なお、興行場法、旅館業法及び公衆浴場法の運営の円滑化を図るため、学識経験者や関係業者からなる運営協議会を設け、地域の公衆衛生に寄与している。

イ 生活環境衛生業務

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(通称「ビル管理法」という。)に基づき、事務所、店舗、興行場、博物館等の用途で延床面積3,000㎡以上の建築物(特定建築物という。)の維持管理に関して、正しい知識の普及や衛生上必要な指導を実施している。

また、集合住宅等における環境衛生の向上のために、「台東区建築物環境衛生指導要綱」に基づき、換気設備、給排水設備等の指導を行っている。同時に、「快適室内の環境づくり事業」として、ホルムアルデヒド等の室内空気環境測定、ダニの調査などによる住まいの室内環境診断事業を展開している。

さらに、「水道法」、「台東区小規模給水施設の衛生管理指導要綱」に基づき、専用水道、簡易専用水道(受水槽の有効容量が10m³を超えるもの)及び小規模給水施設(受水槽の有効容量が10m³以下のもの)の衛生指導や講習会を行っている。

このほか、ネズミ、蚊・ハエ・ゴキブリ等衛生害虫に対する防除指導を行い、区民の生活環境の向上を図っている。

ウ 獣医衛生業務

獣医衛生事業として、狂犬病予防、動物由来感染症対策、動物愛護と動物による危害防止を包括した動物保護管理、化製場等及び動物質原料運搬業の衛生確保を行っている。

動物は、人間のかげがえのないパートナーとして区民の暮らしに不可欠な存在となっており、これらの動物の病気の発生を防ぐだけでなく、適正に飼養され、人と共生できるよう、犬のしつけ方教室や猫との共生を考える会議、鳥とのふれあいイベント等を通じて動物愛護の普及啓発を進めている。

(2) 環境衛生関連施設数と許可・廃止、監視指導件数

(単位：件)

分 類		施設数	許可・廃止状況		監視指導数	
			許可	廃止		
総 数		12,458	92	117	1,612	
理 容 所		226	8	12	155	
美 容 所		306	23	22	206	
ク リ ー ニ ン グ 所	一 般	108	-	2	10	
	リネンサプライ	2	1	-		
	取 次 所	180	7	4		
	無店舗取次店	1	-	-		
コインランドリー		75	6	2	8	
公 衆 浴 場	普 通	40	-	2	478	
	その他の1号	163	-	2		
	その他の 2 号	サ ウ ナ	24	1		-
		ヘルスセンター	8	-		-
		スポーツ施設	6	-		1
そ の 他	17	3	1			
旅 館	ホ テ ル	74	1	3	63	
	旅 館 営 業	166	5	4	156	
	簡 易 宿 所	171	3	2	168	
	下 宿	2	1	-	1	
興 行 場	常 設	映 画	14	-	-	56
		演 劇	11	1	-	
		ス ポ ー ツ	-	-	-	
		多 目 的	6	-	-	
	そ の 他	3	-	-		
	仮 設	-	-	-	-	
プ ー ル	許 可	7	-	-	17	
	届 出	33	1	-	40	
温泉利用施設		3	-	-	8	
墓 地 等	墓 地	公営墓地	1	-	-	-
		法人墓地	278	2	-	4
	納 骨 堂	30	1	1	3	
特定建築物 (3,000~10,000㎡)		159	1	4	39	
小 計		2,114	65	62	1,467	
その他の施設	社会福祉施設等				27	
小 計		2,114	65	62	1,494	
水道施設等	専 用 水 道	1	-	-	1	
	簡易専用水道	606	9	6	71	
	小規模給水施設	9,737	18	49	46	
小 計		10,344	27	55	118	

(3) 環境衛生監視業務

ア 所内業務

(単位：件)

区 分	申請届出	変 更 等	所内相談	電話相談	所内指導	電話指導
総 数	62	449	336	339	109	126
理 容 所	8	36<1>	18	27	5	5
美 容 所	23	66	41	42	5	9
クリーニング一般	-	5	3	4	-	-
クリーニング取次所	7	5	11	7	-	2
リネンサプライ	1	-	1	-	1	2
コインランドリー	6	2	4	4	2	2
普通公衆浴場	-	42	10	16	1	4
その他の浴場1号	-	132	17	30	30	7
その他の浴場2号	4	17	21	14	5	8
ホテル営業	1	14<1>	39	24	1	10
旅館営業	3	34<2>	64	73	24	18
簡易宿所営業	4	45<1>	53	45	20	22
下宿営業	1	-	4	2	3	3
映 画 館	-	2	-	-	-	-
演 劇 場	1	1	8	6	2	3
スポーツ施設	-	-	-	-	-	-
多目的使用施設	-	-	1	1	-	-
その他の興行場	-	-	2	2	-	-
仮 設 興 行 場	-	-	1	-	-	-
許可プール(営業)	-	6	2	9	-	3
届出プール(学校)	1	32	1	8	-	9
温泉利用施設	-	-	1	1	3	1
墓 地	1	9	20	11	1	7
納 骨 堂	1	1	10	4	-	1
火 葬 場	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	4	9	6	10

()内は、手数料免除等件数の再掲

内は、承継件数の再掲

イ 理化学・細菌学的検査等

理容所・美容所

暖房期及び冷房期における作業所内の空気検査(一酸化炭素、二酸化炭素)を実施し、換気方法について改善指導し、事故防止に努めている。

おしぼりを貸出するクリーニング所

製品の衛生確保のために抜き取り検査を実施し、基準を超えた貸おしぼり施設については、洗濯、すすぎ、消毒等処理工程の改善指導を実施している。

普通浴場(銭湯) サウナ等

営業時間中の浴槽水を検査し、衛生的で快適に入浴できるよう、不適合施設に対しては、塩素消毒及びろ過器等の維持管理について指導を実施している。

旅館業

受水槽の残留塩素測定や循環式浴槽の水質検査等、衛生管理状況の監視指導を実施している。

興行場

場内の空気検査を実施し、換気方法等について改善指導を実施している。

プール

屋外プールは夏季に、屋内プールは使用期間に合わせて水質検査を実施し、衛生が保持されるよう管理の指導と徹底を図っている。

社会福祉施設(参考)

浴槽水及び循環給湯水について衛生管理状況を確認するとともに水質検査(レジオネラ属菌)を実施し、感染症事故防止対策の周知、徹底を図った。

区分	施設数	延実施施設数 (検体数)	基準を超えた施設数 (検体数)	基準(指導基準)
総数	1,117	463 (727)	58 (86)	
理容所	226	31 (31)	- (-)	二酸化炭素濃度0.5%以下 (一酸化炭素濃度 10ppm 以下)
美容所	306	- (-)	- (-)	
貸おしぼり施設	3	6 (24)	3 (11)	(変色・異臭がないこと、1枚あたり一般細菌数10万個以下で、大腸菌群・黄色ブドウ球菌は検出されないこと)
普通浴場	40	42 (100)	13 (18)	濁度5度以下、大腸菌群 1ml 中1個以下、過酸化水素消費量2.5mg/l 以下、レジオネラ属菌不検出
サウナ等	55	37 (103)	9 (12)	循環式浴槽：残留塩素濃度0.4mg/l 以上
旅館業	413	244 (259)	19 (19)	循環式浴槽：レジオネラ属菌不検出 (飲料水：残留塩素濃度0.1 mg/l 以上)
興行場	34	47 (73)	5 (10)	二酸化炭素濃度 0.15% 以下、浮遊粉じん 0.2 mg/l 以下、落下細菌30個以下
プール	40	48 (106)	9 (16)	残留塩素濃度0.4mg/l 以上、過酸化水素消費量12mg/l 以下、pH5.8~8.6、濁度2度以下、大腸菌群 不検出/50ml、一般細菌 200CFU以下/1ml、温水利用施設：レジオネラ属菌不検出
社会福祉施設		8 (31)		参考 浴槽水・循環浴湯水：レジオネラ属菌 (公衆浴場の基準に準ずる)

ウ その他の浴場（個室付浴場）

照明・換気等構造設備、衛生管理及び風紀などの指導

施設数	延監視件数	違反施設数	処分件数	警告書交付件数
163	340	23	0	10

エ 苦情処理等

種別	件数	内容
総数	20	
理容所	1	器具類の消毒
美容所	2	無資格者の美容行為、健康被害
クリーニング所	-	
公衆浴場	7	浴室の衛生管理、感染症、構造設備等
旅館業	9	客室・浴室・寝具の衛生管理、臭気、騒音等
興行場	1	空気環境
プール	-	

オ 人骨確認

道路工事、建築工事またはその他の掘削等による人骨の発見体数

人骨確認件数	確認体数
6	9

カ 行政処分

環境衛生関係の行政処分については、違反者より始末書、答申書、誓約書を提出させ厳重に注意指導を行い、さらに重大な環境衛生関係法令に違反した者に対しては、行政処分（営業停止）の措置をとっている。

行政処分件数
0

キ 講習会

内容	対象施設	回数	参加人数
衛生管理講習会	理容所、美容所、 旅館業、公衆浴場	9	597
レジオネラ症感染事故防止衛生 管理講習会、特別講演会	旅館業、公衆浴場、 福祉施設、病院等	1	241
計		10	838